

第 号

年 月 日

空家等管理活用支援法人不指定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった空家等管理活用支援法人の指定については、空家等管理活用支援法人として指定（更新）しないことと決定しましたので、大分市空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱第4条第2項の規定により通知いたします。

不指定の理由

（教示） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として（大分市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この決定があった日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。